

# 青森県報

第二千八百六号

平成十九年  
七月十七日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	同	一
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	三
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	三
生活保護法による介護機関の指定	同	四
右	同	四
右	同	四
右	同	四
生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居室介護事業所の名称及び所在地変更の届出	同	六
生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	同	七
生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居室介護事業所の所在地変更の届出	同	八
生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出	同	八
右	同	八
生活保護法による指定介護機関の再開の届出	同	九
都市計画事業計画の変更認可	(都市計画課)	九

## 公 告

建設業者の許可の取消し	(上北地域)	九
右	同	一〇
右	同	一〇
右	同	一〇

## 告 示

青森県告示第五百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	廃止年月日
シルバークリニック弘前クリニックス	弘前市大字岩賀二丁目一	介護療養型医療施設	平成一九・三・三
特別養護老人ホーム光養園	八戸市大字鮫町字金屎三五の九	介護老人福祉施設	一九・五・一

青森県告示第五百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人弘前豊徳会	社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町平館野田川二八の一	東津軽郡外ヶ浜町下蟹田四三	平成一九・四・一	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者
弘前市大字大川	川二八の一	東津軽郡外ヶ浜町平館野田川二八の一	東津軽郡外ヶ浜町下蟹田四三	平成一九・四・一	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	平成一九・四・一	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	平成一九・四・一	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	平成一九・四・一	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者

青森県告示第五百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年七月十七日

青森県知事 三村 申 吾

医療法人サシメデイコ	弘前市大字城東三中央四丁目一	三戸郡南部町大字七字塚渡字館二	三戸郡南部町大字七字塚渡字館二	平成一九・五・三	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	平成一九・五・三	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	平成一九・五・三	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	平成一九・五・三	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	平成一九・五・三	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者

和光養会	社会福祉法人光養会	八戸市大字鮫田三金屎三九の九	八戸市大字鮫田三金屎三九の九	平成一九・五・一	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者
光養会	光養会	光養会	光養会	平成一九・五・一	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者
光養会	光養会	光養会	光養会	平成一九・五・一	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者
光養会	光養会	光養会	光養会	平成一九・五・一	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者
光養会	光養会	光養会	光養会	平成一九・五・一	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者

青森県告示第五百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年七月十七日



五所川原市	五所川原市字岩木町二二	五所川原市在宅介護支援センタ	五所川原市字布屋町四一	一九・三・三
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	青空居宅介護支援事業所	三沢市栄町三丁目二五の一	一九・四・三

青森県告示第五百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年七月十七日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	施設の種類	年月日指定
特別養護老人ホーム光葉園	八戸市大字鮫町字金屎三五の九	介護老人福祉施設	平成一九・五・二

青森県告示第五百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年七月十七日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	年月日指定
株式会社わかば	二十和田市西二二二	訪問介護	ヘルパーステーションわかば	二十和田市西二二二	平成一九・六・一

社会福祉法人みろく会	八戸市城下四丁目九の一五	訪問介護	三八五交通株式会社	八戸市城下四丁目九の一五	訪問看護	わかばヘルパーステーション	八戸市城下四丁目九の一五	一九・五・三
社会福祉法人人宏仁会	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の二三	通所介護	社会福祉法人もみじ会	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	認知症対応型共同生活介護	グループホームにこにこプラザ六戸	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	一九・三・一
社会福祉法人水鏡会	三戸郡南部町大字吉米地字倉前一のの一	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人人宏仁会	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の二三	通所介護	グループホームにこにこプラザ六戸	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	一九・三・一
社会福祉法人水鏡会	三戸郡南部町大字吉米地字倉前一のの一	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人もみじ会	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	認知症対応型共同生活介護	グループホームにこにこプラザ六戸	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	一九・三・一
社会福祉法人水鏡会	三戸郡南部町大字吉米地字倉前一のの一	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人もみじ会	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	認知症対応型共同生活介護	グループホームにこにこプラザ六戸	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	一九・三・一
社会福祉法人水鏡会	三戸郡南部町大字吉米地字倉前一のの一	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人もみじ会	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	認知症対応型共同生活介護	グループホームにこにこプラザ六戸	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	一九・三・一
社会福祉法人水鏡会	三戸郡南部町大字吉米地字倉前一のの一	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人もみじ会	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	認知症対応型共同生活介護	グループホームにこにこプラザ六戸	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	一九・三・一
社会福祉法人水鏡会	三戸郡南部町大字吉米地字倉前一のの一	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人もみじ会	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	認知症対応型共同生活介護	グループホームにこにこプラザ六戸	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	一九・三・一
社会福祉法人水鏡会	三戸郡南部町大字吉米地字倉前一のの一	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人もみじ会	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	認知症対応型共同生活介護	グループホームにこにこプラザ六戸	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	一九・三・一
社会福祉法人水鏡会	三戸郡南部町大字吉米地字倉前一のの一	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人もみじ会	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	認知症対応型共同生活介護	グループホームにこにこプラザ六戸	上北郡六戸町大字四落瀬字権現沢五四の七六七	一九・三・一

青森県告示第五百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法	"	社会福祉法人みろく社会	山本 晃	三三五交通株式会社	"	株式会社わかば	医療法人相陵会	"	医療法人済生堂	名称	介護予防事業者
町西津軽郡鵜ヶ沢長平町字	"	二町八戸市大字白銀浜一三の二	弘前市大字北川端町一	八戸市城下四丁目一五	"	二十番町二の二	八戸市柏崎五丁目一七	"	五所川原市字新町四一	主たる事務所在地	
通介護予防	通介護予防	生活介護所	通介護予防	訪問介護	訪問看護	訪問介護	通介護予防	療養介護所	通介護予防	事業の種類	介護予防
老人保健施設	サトービセイ	光葉園	石谷皮膚泌尿器科	三三五交通	訪問看護	ヘルパースタッフ	あらい整形外科	"	増田病院	名称	介護予防事業所
町西津軽郡鵜ヶ沢長平町字	"	八戸市大字鮫川三の九	弘前市大字北川端町一	八戸市城下四丁目一五	"	二十番町二の二	八戸市柏崎五丁目一七	"	五所川原市字新町四一	所在地	
一九四一	"	一九五二	一九六一	一九五五	"	一九六一	"	"	平成一九四一	指定期日	

"	"	社会福祉法人寿栄会	"	"	"	"	社会福祉法人三笠苑	社会福祉法人弘前市協議会	社会福祉法人宏仁会	"	"	人音羽会
"	"	八戸市大字市川町夏秋四	"	"	"	"	弘前市大字堀越一字柳元二九三	弘前市大字宮園二丁目八の一	東津軽郡平内町大字小湊三三三	"	"	甲音羽山六五の四一二
訪問介護	通所介護	生活介護	訪問介護	通所介護	訪問看護	訪問介護	通所介護	訪問介護	通所介護	訪問介護	療養介護	訪問介護
入浴	サトービセイ	石堂さくら	石川ホースム	デイサービスセンター	三笠訪問看護ステーション	ヘルパースタッフ	デイサービスセンター	社会福祉法人弘前市協議会	デイサービスセンター	"	"	荘
"	町八戸市大字市川	八戸市石堂二丁目七	弘前市大字堀越字柳元二九三	平川市碓ヶ関森九〇の一	平川市館田西和田二〇〇	平川市館田中前田三一五	平川市館田西和田二〇〇	弘前市大字富野一の七九	東津軽郡平内町大字浜子字堀替七七の三	"	"	甲音羽山六五の四一二
"	"	一九四一	"	"	"	"	一九四一	一九四一	一九六一	"	"	

社会福祉協議会	社会福祉法人八戸市	社会福祉法人八戸市	社会福祉法人八戸市	社会福祉法人八戸市	社会福祉法人八戸市	社会福祉法人八戸市	社会福祉法人八戸市	社会福祉法人八戸市	社会福祉法人八戸市	社会福祉法人八戸市	社会福祉法人八戸市	社会福祉法人八戸市	社会福祉法人八戸市
目八の五	八戸市根城八丁	八戸市根城八丁	八戸市根城八丁	八戸市根城八丁	八戸市根城八丁	八戸市根城八丁	八戸市根城八丁	八戸市根城八丁	八戸市根城八丁	八戸市根城八丁	八戸市根城八丁	八戸市根城八丁	八戸市根城八丁
通所介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
八戸市協	八戸市協	八戸市協	八戸市協	八戸市協	八戸市協	八戸市協	八戸市協	八戸市協	八戸市協	八戸市協	八戸市協	八戸市協	八戸市協
八戸市南郷区大	八戸市南郷区大	八戸市南郷区大	八戸市南郷区大	八戸市南郷区大	八戸市南郷区大	八戸市南郷区大	八戸市南郷区大	八戸市南郷区大	八戸市南郷区大	八戸市南郷区大	八戸市南郷区大	八戸市南郷区大	八戸市南郷区大
一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一

青森県告示第五百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年七月十七日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所在地	名称	所在地	指定期限
株式会社わかば	十和田市西二十番町二の二一	居宅介護支援事業所わかば	十和田市西二十番町二の二一	平成一九・六・一
社会福祉法人みろく会	八戸市大字白銀二丁目字浜崖一三の二	居宅介護支援センター光葉園	八戸市大字鮫町字金屎三五の九〇	一九・五・二
社会福祉法人三恵会	むつ市大畑町大赤川二九の四	延寿園介護相談センター	むつ市大畑町大赤川二九の四	一九・六・一

青森県告示第五百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年七月十七日

青森県知事 三村 申 吾

区分	名称	主たる事務所在地	居宅介護事業所	居宅介護事業所	変更年月日
	居宅介護事業者				
	居宅介護事業者				



変更後	変更前	変更後	変更前
友情株式会社	有限会社友情	株式会社友情	有限会社友情
黒石市大字中川字富田一の二	黒石市大字上町二五の二	黒石市大字中川字富田一の二	黒石市大字上町二五の二
介護予防施設	介護予防施設	介護予防施設	介護予防施設
介護サービスセンター	介護サービスセンター	介護サービスセンター	介護サービスセンター
黒石市大字東野添字長坂道北一五二の七	黒石市大字中川字富田一の二	黒石市大字中川字富田一の二	黒石市大字中川字富田一の二
〃	〃	〃	〃

青森県告示第五百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社コムスン	有限会社ケアサポートかがやき	株式会社ケアサポートかがやき	有限会社ケアサポートかがやき
黒石市大字中川字富田一の二	黒石市大字東中央一丁目一の九	黒石市大字中川字富田一の二	黒石市大字東中央一丁目一の九
介護予防施設	介護予防施設	介護予防施設	介護予防施設
介護サービスセンター	介護サービスセンター	介護サービスセンター	介護サービスセンター
黒石市大字東野田一丁目四の二	黒石市大字東中央一丁目一の九	黒石市大字東野田一丁目四の二	黒石市大字東中央一丁目一の九
〃	〃	〃	〃

平成十九年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社友情	有限会社友情	株式会社友情	有限会社友情
黒石市大字中川字富田一の二	黒石市大字上町二五の二	黒石市大字中川字富田一の二	黒石市大字上町二五の二
介護サービスセンター	介護サービスセンター	介護サービスセンター	介護サービスセンター
黒石市大字中川字富田一の二	黒石市大字上町二五の二	黒石市大字中川字富田一の二	黒石市大字上町二五の二
〃	〃	〃	〃

青森県告示第五百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社友情	有限会社友情	株式会社友情	有限会社友情
黒石市大字中川字富田一の二	黒石市大字上町二五の二	黒石市大字中川字富田一の二	黒石市大字上町二五の二
介護サービスセンター	介護サービスセンター	介護サービスセンター	介護サービスセンター
黒石市大字中川字富田一の二	黒石市大字上町二五の二	黒石市大字中川字富田一の二	黒石市大字上町二五の二
〃	〃	〃	〃

青森県告示第五百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	主たる事務所の所在地	
株式会社友情	有限会社友情	黒石市大字上町二五の二	黒石市大字中川字富田一の二	平成 一九・四・二七
		介護サービス「ゆうじょう」	黒石市大字中川字富田一の二	

青森県告示第五百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		再開年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 ファミリア	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	ケアステーション ハピネスはちのへ	八戸市大字新荒町二二の二	平成 一九・五・一

青森県告示第五百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、木造都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十九年七月九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施工者の名称

つがる市

二 都市計画事業の種類

木造都市計画下水道事業（つがる市公共下水道（木造処理区））

三 事業施行期間

平成三年十二月六日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十四年三月二十七日青森県告示第百八十一号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十四年三月二十七日青森県告示第百八十一号）の事業地に、つがる市木造芦沼雲雀野、木造芦沼千代島、木造芦沼鶴島、木造芦沼前沼、木造芦沼玉椿及び木造芦沼椿野の一部を加え、つがる市木造成田、木造赤根、木造浮葉、木造藤田及び木造朝日地内において事業地を変更する。

# 公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社東北企画

二 代表者の氏名 安田 勝位

三 主たる営業所の所在地 三沢市幸町二丁目一〇の一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六一九〇号

五 取消年月日 平成十九年六月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年五月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 カナディアンホームズ有限公司

二 代表者の氏名 櫻庭 仁志

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字一本木沢一三の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一六五九三号

五 取消年月日 平成十九年六月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年四月三〇日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 創和産業株式会社

二 代表者の氏名 杉本 勝俊

三 主たる営業所の所在地 十和田市元町西二丁目二の二一八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一六五三三三号

五 取消年月日 平成十九年七月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、ほ装、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具、水道施設

工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>	<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭</p>
---	---	--------------------------------------